⑵　届出者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

5　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、届出に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。

⑶　③の欄は、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合に限り、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、工事落成の届出の場合は予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号を記載し、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合は変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

⑸　⑤の欄は、工事落成の届出の場合は工事が落成した年月日を記載し、設置場所変更の届出の場合は無線設備の設置場所を変更した年月日を記載し、変更工事完了の届出の場合は無線設備の変更の工事が完了した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

⑹　⑥の欄は、総務大臣が職員を派遣して検査を行う場合であつて、検査を希望する日がある場合に限り、当該希望する日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

6　届出書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の三　特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式（第23条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。